

S O F T I C判例ゼミ（第8回2019年3月13日）

字幕作成ソフトウェア事件（東京地裁平成30年11月29日判決）

発表者：加藤、丸山、武藤

【前提事実】

1 当事者

(1) 原告

平成10年12月15日に設立されたコンピュータソフトウェアの開発、映画及びテレビ番組等の字幕制作等を目的とする株式会社

(2) 被告フェイス

平成22年2月1日に設立されたコンピュータソフトウェアの開発等、映画及びテレビ番組等の字幕制作、放送用関連技術及び映像制作に関する教室の経営等を目的とする株式会社

(3) 被告A

平成13年8月7日から平成22年5月15日まで原告においてシステムエンジニアとして稼働し、原告ソフトウェアの開発、制作に携わった。

平成21年2月24日から平成22年4月5日までは原告の取締役であり、原告を退職した時点ではシステム部の部長であった。

原告を退職した後、被告フェイスにおいて、監督的立場から、被告ソフトウェアの開発、制作に携わった。

(4) 被告B

原告ソフトウェアの開発、制作に携わった者の一人で、原告外部の技術者としてその開発、制作に携わり、その後、被告から委託を受け、被告ソフトウェアの実際の開発、制作を担当した。

2 本件事件発生までの経緯

(平成27年6月25日 LLI/DB 判例秘書掲載が認定した事実を含む。)

年月日	発生事実	備考
平成14年4月30日	原告は、米国のソフトレード社から字幕制作ソフトウェア「SST」について日本国内における独占的な改変、複製、利用、販売等のライセンスを受けた。	
平成16年4月14日	原告代表者は、ソフトレード	

	社から「S S T」の著作権を買い受けた。	
平成 18 年 1 月頃までに	原告は、「S S T」を改良して原告ソフトウェアを開発、制作し、日本国内において販売を開始した。	
平成 18 年 5 月 30 日	原告代表者は、原告に対して「S S T」を改良したソフトウェアについての権利が原告に帰属することに同意した。	
遅くとも平成 25 年 2 月 1 日より	被告フェイスは、被告ソフトウェアの販売を開始した。	被告ソフトウェアは、少なくとも、原告ソフトウェアが具備している機能の一部を具備している。 被告フェイスは、原告ソフトウェアに含まれている T e m p l a t e . m d b を複製し、「P l u g d t m . d l l」と改称した上で、被告ソフトウェアにおいてそのまま利用している。
平成 25 年 4 月 4 日	原告は、被告プログラムのソースプログラム等を対象とする証拠保全の申立てをし、被告の松戸事務所において証拠保全手続が実施された。 被告は、被告プログラムのソースプログラムを構成するソ	

	<p>ソースファイルのうちの一部のソースリストを任意に提示し、Drawer.cppというソースプログラム及びエクセル形式の字幕ファイルをエクスポートする機能を実現するソースプログラムを任意に閲覧に供したが、営業上の秘密にかかるとして記録は拒否した。</p> <p>同日、東京地方裁判所の証拠保全決定に基づき、被告の本店（東京）における証拠保全手続も実施されたが、被告が、被告プログラムのソースプログラムは松戸の事務所であり、本店にはないと指示説明したため、同証拠保全手続は終了した。</p>	
平成 25 年 5 月 17 日	<p>原告は、平成 25 年 4 月 6 日時点で被告が販売している被告プログラムを作成するために用いられたソースプログラムのうち、プログラム言語C++で記述された周辺機能のライブラリ部分に含まれる 13 のプログラムのソースプログラムを対象とする証拠保全の申立てをし、被告の松戸事務所において証拠保全手続が実施された。</p> <p>被告は、「本件検証の目的物としては、申立人のいうソースプログラムに該当するもの自体は一応存在すると思われるが、その更新日時が平成 25 年</p>	

	4月6日以前のものかどうかは、見てみないと分からない。」旨指示説明し、裁判官は、かかる指示説明に基づき、原告の確認を得て、「各ファイルは、いずれも更新日時が平成25年4月6日より後であるか、又は存在しない。」として、検証不能により証拠保全手続は終了した。	
平成25年	原告は、被告ソフトウェアは原告の著作物であるプログラム(本件ソースコード)を複製又は翻案したもので原告の著作権を侵害するものであると主張して、被告フェイスに対し、被告ソフトウェアの販売等の差止めや損害賠償等を求める訴訟を提起した(平成27年6月25日LLI/DB判例秘書登載)。	
平成27年6月25日	請求棄却	
平成27年	原告控訴。 被告ソフトウェアはTemplate.mdbを複製していると主張してTemplate.mdbの使用等の差止請求を追加した。	
平成28年3月23日	請求棄却(平成28年3月23日LLI/DB判例秘書登載)	

【争点】

- 1 本件ソースコード及びTemplate.mdb(以下、これらを「本件ソースコード等」と総称することがある。)について、
 - ①A又はBが被告フェイスに対してそれらを開示したこと、
 - ②被告フェイスが被告ソフトウェアの制作に際してA又はBからそれらを

取得して使用したこと、

③Aが被告フェイスに対してそれらを開示していた場合には、Bが、被告フェイスからの業務委託を受けて、被告ソフトウェアの制作に際してAからそれらを取得し、使用したこと

という各事実（以下、これらの被告らによる使用、取得等の行為を「被告らによる使用等」と総称することがある。）の有無（争点1）

2 本件ソースコード等についての被告らによる使用等の不正競争行為該当性（争点2）

(1) 被告らによる使用等がされた本件ソースコード等が営業秘密であるといえるか（争点2-1）

(2) 被告らによる使用等が不競法2条1項4号、5号、7号及び8号に規定する不正競争のいずれかに該当するか（争点2-2）

3 損害の発生の有無及びその額（争点3）

【争点に関する当事者の主張】（争点3を除く。）

1 争点1（被告らによる使用等の有無）

原告の主張	被告らの主張
本件ソースコード全体について	
以下の各事実を総合すれば、本件ソースコード全体について、被告らによる使用等が推認できる。 1 被告ソフトウェアに原告ソフトウェアで使用されているs d b形式の字幕データベースが実装されていること ➤ s d b形式の字幕データベースは、二重のセキュリティで保護されていて本来は開けないものであるし、仮に開けたとしても、そのフィールドにどのようなデータが入っているかに	原告が主張する事実は、本件ソースコード全体について、被告らによる使用等を推認させるものではない。 かえって、本件ソースコードと被告ソフトウェアのソースコードの一致の有無を鑑定した結果、類似箇所1ないし4のみがそれらに対応する被告ソフトウェアのソースコードと一致ないし類似し、それ以外に一致ないし類似が疑われるところはないという結論であった。そして、前記の一致ないし類似部分はソースコードの定義部分であるから、実際の作動に関わるプログラム部分には一致ないし類似する

<p>ついては、本件ソースコードを参照して解析しない限り理解できない。</p> <p>2 被告ソフトウェアと原告ソフトウェアには以下のとおりの共通したバグが存在すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 字幕の全体設定（デフォルト）を縦書きに設定して作成されたm d b ファイルをインポートした場合に、原告ソフトウェアも被告ソフトウェアも横書きでインポートされてしまう。 ➤ 被告フェイスは平成 22 年に設立されていて、それ以降に開発された被告ソフトウェアからエクスポートした E x c e l ファイルの拡張子は「. x l s x」となるはずであるところ、被告ソフトウェアのエクスポート先の拡張子は「. x l s」である。 ➤ E x c e l の言語設定を英語にした状態で、E x c e l ファイルをエクスポートすると、原告ソフトウェアも被告ソフトウェアもハングアップする。 ➤ エクスポート先をC:¥に設定してE x c e l ファイルをエクスポートすると、原告ソフトウェアと被告ソフトウェアもハングアップする。 ➤ 横書きで、例えば「ワシントン D. C.」と入力した字幕を縦書きに変換すると、原告ソフトウェアも被告ソフトウェアも 	<p>部分はないということになる。ソースコードを不正取得しようとした場合に、定義部分だけを複製して実際の作動に関わるプログラム部分を複製しないことは通常考えられない。また、本件ソースコード全体と類似箇所の量的な比較という観点から見ても、有意な一致ないし類似箇所は原告ソースコード全体の 0.018 パーセントないし 0.056 パーセント、被告ソースコードの 0.038 パーセントないし 0.119 パーセントにすぎないのであるから、類似箇所は極めて微小である。</p>
---	--

「D. C.」のピリオドの位置
がおかしくなってしまう。

- 3 被告ソフトウェアのソースコードにおけるコメント、変数、誤植が本件ソースコードと一致すること
 - ▶ 被告ソフトウェアのソースコードには、本件ソースコードを複製したものでなければ到底発生し得ない、字数の長い変数や定数の定義がスペルミスを含めて一致し、無意味なコメントも一致している。
- 4 Bが以前に実施された証拠保全の際にソースコードについて虚偽の説明をしたこと
 - ▶ Bは、s d b形式の字幕データベースを実装していた被告ソフトウェアのソースコードについて、証拠保全の際、裁判官に対して被告ソフトウェアには関係がないなどと虚偽の説明をして開示を拒否し、マニュアルやソースコードリストの一部のみを開示した。
- 5 被告らが被告ソフトウェアのソースコードの履歴管理を行っていないと虚偽の説明をしたこと
 - ▶ 被告らが事実と異なる説明をするのは、本件ソースコードの流用の痕跡が残る古いソースコードの提出を拒み、改変を進めるためである。

<p>6 被告ソフトウェアが通常では考えられない開発工数（費用）や期間で開発されていること</p> <p>➤ 原告が少なくとも 120 人月を要して開発した原告ソフトウェアを、被告フェイスが僅か 12 人月程度で開発したという事実は、被告フェイスが本件ソースコードを取得、使用したことを推認させる。</p> <p>7 被告ソフトウェアが低廉な販売価格を設定していること</p> <p>➤ 被告フェイスが本件ソースコードを流用しない限り、このような価格設定は不可能である。</p> <p>8 被告ソフトウェアでは C++ / C L I 言語による無用なコーディングが行われていること</p> <p>➤ C++ / C L I 言語は、基本的に過去の資産を再利用するためのプログラミング言語であるから、被告ソフトウェアにおける C++ / C L I 言語での余計なコーディングの存在は、過去の資産である原告から持ち出した C++ 言語のソースコードを流用したことを推認させる。</p> <p>9 原告を退職した際、A は当時使用していたパソコンの HDD（ハードディスク）を無断で換装したこと</p>	
--	--

➤ Aは、退職時に使用していたHDDを換装したことを原告に報告していなかった。また、被告らの退職後に原告から複数のソースコードが消失しており、これらもAが前記HDDの換装をした際に、本件ソースコードと併せて持ち出した。

10 被告ソフトウェアの開発環境が「Visual Studio 2005」であること

➤ 原告ソフトウェアの開発環境は「Visual Studio 2005」であった。他方、被告ソフトウェアの開発が開始した平成24年頃には、「Visual Studio 2008」と「Visual Studio 2010」という2つの新しい開発環境がリリースされ、広く一般的に利用されていた。最新の開発環境でソフトウェアを開発しないことは通常あり得ないことから、被告ソフトウェアは「Visual Studio 2005」で開発された本件ソースコードを流用していることが推認される。

11 被告らがTemplate.mdbの複製を自認していること

➤ Template.mdbは、本件ソースコードと不可分のプログラムであるから、Te

<p>mp l a t e . m d bを使用 するということは、本件ソース コードを使用することと同じ である。</p> <p>12 被告ソフトウェアに不要なソース コードが存在していること ➤ 原告ソフトウェアのソースコ ード中、類似箇所 3 は、被告 ソフトウェアにとって不要で あるところ、被告ソフトウェ アにはこれが存在する。</p> <p>13 被告ソフトウェアと原告ソフトウ ェアには字幕制作ソフトでは通常 生じ得ない特異な処理が共通して 存在すること ➤ 本件ソースコードでは、特異 な処理を行っているところ、 被告ソフトウェアでも同様の 処理が行われる。</p>	
類似箇所 1 ないし 4 及び S T T D B . c p p ファイルについて	
<p>鑑定の結果によれば、類似箇所 1 ない し 4 はいずれも不自然に一致ないし類 似するとされた。 また、本件鑑定において、類似箇所 4 として、被告ソフトウェアのデータベ ース (M d b . c c p) で用いられた フィールド名は全て原告ソフトウェ アのデータベース (S S T D B . c p p) で用いられているフィールド名に 一致するとされたところ、当該ファ イルの内容が実質的に類似又は共通す ることは明らかであるから、原告ソフ</p>	<p>1 被告ソフトウェアにおいて、類似 箇所 1 ないし 3 と一致するソース コードが存在するのは以下のような 経緯があったためである。 ➤ 類似箇所 1 とそれに対応する 被告ソフトウェアのソースコ ードの一致は、原告ソフトウ ェアの開発時に主に外部ライ ブラリの評価を目的として B が独自に作成した簡易な評価 プログラムについて、これが 被告ソフトウェアの開発時に</p>

<p>トウェアの「SSTDB. cpp」の3000行のソースコード（STTDB. cppファイル）が被告ソフトウェアの「Mdb. cpp」のソースコードと類似又は共通すると認められたというべきである。</p>	<p>もBのパソコンに残っていたため、Bがその変数定義部分を参照したことによって生じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 類似箇所2は代入演算子のオーバーロード部分であるところ、当該部分は入力ミス防止するため基本的に定義を複製して実装する。Bは原告ソフトウェア開発時も被告ソフトウェア開発時も、類似箇所1を複製して類似箇所2を作成した。 ➤ 類似箇所3は比較演算子のオーバーロード部分であるところ、当該部分は入力ミス防止するため基本的に定義を複製して実装する。Bは原告ソフトウェア開発時も被告ソフトウェア開発時も、類似箇所1を複製して類似箇所3を作成した。 <p>2 鑑定の結果によれば、原告ソフトウェアの「SSTDB. cpp」のフィールド名と被告ソフトウェアの「MDB. cpp」のフィールド名は一致ないし類似しているが（類似箇所4）、それを超えて、STTDB. cppファイル全体について被告ソフトウェアのソースコードと一致ないし類似しているものではなく、それについての被告らによる使用等はない。</p>
<p>Template. mdbのセマンティクスについて</p>	

<p>Template.mdbは、公開されている情報を見ただけでは利用することは不可能であり、Template.mdbの仕様を知る者はAやBなど原告ソフトウェアの開発に関与した限定された範囲にとどまる。被告らがTemplate.mdbと互換性を有する被告ソフトウェアを複製、利用、頒布していることは、被告らがTemplate.mdbのセマンティクスを不正に取得、使用等したことを意味する。</p>	<p>Template.mdbのファイルは単なる書式にすぎず、被告ソフトウェアがmdbファイルと互換性を有するためには、被告ソフトウェアが独自にソースコードを実装しなければならない。そして、Template.mdbのセマンティクスは、一般に流通しているmdbファイルに記載された具体的なデータと字幕の表示画面を見ながら互換性を有することとしたい箇所に関係しそうなデータ（値）を変化させ、それが字幕の表示画面にどのように反映されるかという相関関係を見れば容易に把握することができる。被告らは被告ソフトウェアを開発するに際し、既存のmdbファイルから独自にその仕様を把握し、互換性を有するためのソースコードを独自に開発して被告ソフトウェアに実装した。</p> <p>したがって、Template.mdbのセマンティクスについての被告らによる使用等はなかった。</p>
--	---

2 争点2 (本件ソースコード等についての被告らによる使用等の不正競争行為該当性)

(1) 争点2-1 (本件ソースコード等の営業秘密該当性)

原告の主張	被告らの主張
本件ソースコード全体について	
原告ソフトウェアのような商用ソフトウェアは、コンパイルした実行形式	本件ソースコード全体が原告の営業秘密であることは積極的に争わない。

<p>のみを配布するなどし、ソースコードを顧客の稼働環境に納品した場合もこれを開示しない措置を取ることが通常である。したがって、本件ソースコードは原告の営業秘密に該当する。</p>	
<p>類似箇所 1 について</p>	
<p>類似箇所 1 は、変数名や型名等を宣言するものであり、本件ソースコードにおいて様々な形で利用され、多岐にわたる機能に影響を及ぼすものであるから、その有用性は明らかである。字幕のフォーマットデータをどのように構成するかを設計した後、そのフォーマットデータの構成要素にどのような変数名を付するのか、設定した変数をどのような型にするのかといったことは、本件ソースコード上にしか記載がない。</p> <p>被告ソフトウェアにおいて類似箇所 1 と同一の変数名を有する「SourceDefault.h」は、被告ソフトウェアでプロジェクト管理機能のデータ・ソースとして分類されており、字幕データの標準値情報として定義されている。被告フェイスは、証拠保全の際に、当該部分は営業秘密に該当することを理由として開示を拒否した。</p>	<p>類似箇所 1 は変数の定義部分であり、類似箇所 1 が列挙しているのは字幕の表示パターンの項目（文字のフォント、大きさ、色、輪郭の有無、ルビの有無など）である。これらの項目は、原告ソフトウェアのユーザーが字幕表示パターンの設定を行う際に使用するダイアログ（表示画面）で確認することができ、秘密ではない。</p> <p>変数の定義部分は、一般的に「型」、「変数名」及び「注釈」で構成されるところ、類似箇所 1 は、「型名」、「変数名」、「注釈」及び「空白文字列」で構成され、「空白文字列」は営業秘密と無関係である。これらは変数の定義の仕方として一般的であり、それぞれの項目も、「型名」欄の記載はマイクロソフト社が提供する標準の型の名称であり、「変数名」欄の記載は字幕ソフトが使用する一般的な内容を短い英語表記にただけであり、「注釈」欄の記載はありふれた一般的な説明である。</p>
<p>類似箇所 2 について</p>	
<p>類似箇所 2 は、特定のフォーマット情報を、メモリ上に、編集中のプロジェクト（字幕データ）のフォーマット情</p>	<p>類似箇所 2 は代入演算子のオーバーロードであり、C++ 言語の仕様の実装にすぎないものであって定型的なも</p>

<p>報として格納する機能であり、その有用性は明らかである。</p> <p>類似箇所2について、フォーマットデータの構成要素にどのような変数名を付けるか、各変数名にどのような順番で変数を代入するかは、いずれも有用性の高い、秘密に管理された非公開の情報である。</p> <p>被告ソフトウェアにおいて類似箇所2と同一の変数名を有する「SourceDefault.cpp」は、被告ソフトウェアでプロジェクト管理機能のデータ・ソースとして分類されており、字幕データの標準値情報（フォーマット情報）を処理する機能がある。被告フェイスは、証拠保全の際に当該部分は営業秘密に該当することを理由として開示を拒否した。</p>	<p>のであるから、営業秘密として保護されるものではない。</p>
---	-----------------------------------

類似箇所3について

<p>類似箇所3は、編集集中の字幕のフォーマット情報を保存しようとする際、既存のフォーマットのリストの中に、保存しようとする前記フォーマット情報と同一のものがあるか否かを判断するために呼び出される比較処理部分である。すなわち、類似箇所3は、作成中の字幕のフォーマットを他の字幕の作成にも流用したいと考えた場合に、そのフォーマット情報を重複なくファイルに保存するために利用されるソースコードであり、その有用性は明らかである。</p> <p>類似箇所3について、フォーマットデータの構成要素にどのような変数名</p>	<p>類似箇所3は比較演算子のオーバーロードであり、C++言語の仕様の実装にすぎないものであって定型的なものであるから、営業秘密として保護されるものではない。</p>
--	---

<p>を付けるか、各変数名にどのような順番で変数を代入するかは、いずれも有用性の高い、秘密に管理された非公開の情報である。</p>	
<p>類似箇所 4 について</p>	
<p>1 鑑定において、「データベースのフィールド名の一致」が認められたことにより、「SSTDB. cpp」の約 3000 行のソースコードである SSTDB. cpp ファイル全体が、被告ソフトウェアの「Mdb. cpp」のソースコードと類似又は共通することが認められたというべきである。</p> <p>2 被告ソフトウェアにおいて SSTDB. cpp ファイルと同一のフィールド名を有する「Mdb. cpp」は、被告ソフトウェアにおいて、数あるインポート・エクスポート処理中の共通処理に分類されており、被告ソフトウェアにおけるインポート処理とエクスポート処理は、全て「Mdb. cpp」を経由する。当該部分は、有用性の高い、秘密に管理された非公知の情報である。被告フェイスは、証拠保全の際に、当該部分は営業秘密に該当することを理由として開示を拒否した。</p>	<p>Template. mdb と互換性を有するようにするためには、まず互換性を有することとした機能に関すると考えられるフィールドを探し、そのフィールド名にわかりやすい名前が付されていれば、その名前から内容を容易に把握することができる。</p> <p>フィールド名から内容が把握できない場合でも、一般に流通する mdb ファイルに記載された具体的なデータと字幕の表示画面を見ながら互換性を有することとしたい箇所に関係しそうなデータ（値）を変化させ、それが字幕の表示画面にどのように反映されるかという相関関係を把握すれば、原告が主張するセマンティクスを把握することは容易である。互換性を有するために字幕制作ソフトがどのような手順でその字幕を表示するのかという処理手順のレベルまで把握する必要はなく、その部分のソースコードを被告が独自に書けば足りる。したがって、原告が主張するものが営業秘密として保護されるものではない。</p>
<p>Template. mdb について</p>	
<p>1 秘密管理性・非公知性</p>	<p>1 秘密管理性・非公知性</p>

➤ Template.mdbに仕様書は存在しておらず、流通しているmdbファイルのレコード名(テーブル名)やフィールド名を調べることは比較的容易であったとしても、各フィールドがどのようなセマンティクスを持つのかを正確に把握することは容易ではないから、原告ソフトウェアのソースコードを解析してそれが何を意味するのかを確認、検証しない限り、Template.mdbを利用することはできない。

2 有用性

➤ 原告ソフトウェアは、バージョンのアップグレードとダウングレードが簡易かつ自由に実行できる設計となっており、ユーザーはmdb形式の字幕データを利用したい場合には、原告ソフトウェアを古いバージョンにダウングレードするだけで足りる。そして、mdb形式の字幕データは、制作会社等に膨大な数がストックされており、近年、過去のコンテンツについての需要が急激に拡大している。また、Template.mdbは字幕データそれ自体として多数の情報を網羅し、優れた機能を実現する設計に基づいており、有用性は否定し得

➤ Template.mdbは、Microsoft Accessで作られたファイルであり、フィールド名やデータの型はソフトウェアを利用する者が誰でも確認することができるから、その内容を秘密にしたいのであればパスワードを設定すべきであるが原告はパスワードを設定していない。原告は、Template.mdbを開いただけでは内容を理解できないから秘密に管理されていると主張するが、フィールド名はその内容を容易に推測できる名前が付されているし、仮にフィールド名から内容を推測できない項目があったとしても、それが字幕に関わる項目であることは明らかであるから、推測できた項目を除いていけば内容を予測することができる。

2 有用性

➤ 被告ソフトウェアは、字幕を保存する方式としてはTemplate.mdbを使用していない。また、原告ソフトウェアにおいても新バージョンではTemplate.mdbの利用を停止している。これらの事情はTemplate.mdbに有用性がないことを示している。

ない。	
-----	--

(2) 争点2-2 (被告らによる使用等の不競法2条1項4号、5号、7号及び8号に規定する不正競争のいずれかに該当するか)

原告の主張	被告らの主張
<p>本件ソースコード等について、被告らによる使用等があった。また、鑑定の結果によれば類似箇所1ないし3、原告主張の類似箇所4はいずれも不自然に一致ないし類似するとされていること、字幕制作ソフトウェアの業界は原告ソフトウェアと被告ソフトウェアの寡占状態にあり両者が競争関係にあること、以下のようなAやBの行動及び立場等を総合的に勘案すれば、被告らによる使用等は、不競法2条1項4号、5号、7号及び8号に規定する不正競争のいずれかに該当する。</p> <p>➤ Bは、平成16年12月1日、原告に従業員として雇用され、平成22年4月9日に退職するまで、期間の定めのない雇用契約の下で、原告ソフトウェアの開発、制作に携わっていて、本件ソースコードが営業秘密であることを当然認識できた。仮に、Bがフリーの技術者であったとしても、Bは、実質的には被告フェイスの業務に集中的に従事し、被告フェイスの利益のために稼働していて、独立性は乏しく、被告フェイスにおいて一定の</p>	<p>1 本件ソースコード全体について</p> <p>➤ 本件ソースコード全体について、被告らによる使用等がないのであるから、不正競争の有無を検討する前提を欠く。</p> <p>2 類似箇所1ないし3、S S T D B . c p p ファイルについて</p> <p>➤ Bはフリーの技術者であるから、新しい技術のテストや外部ライブラリの評価のために自ら独自に評価プログラムを作ることは珍しいことではない。そして、従前作った評価プログラムを別のクライアントのために再利用することは法律上も契約上も禁止されていないから、被告フェイスからの業務委託を受け、被告ソフトウェアを開発するに当たって、自らのパソコンに残っていた類似箇所1を参照して使用したり、そこから類似箇所2及び3を複製して使用したりしたことは非難されることではない。</p> <p>➤ 被告らによる使用があると原告が主張するS S T D B . c</p>

<p>権限を有する地位にあった。</p> <p>➤ Aは、平成13年8月7日から平成22年5月15日まで、原告においてシステムエンジニアとして稼働し、原告ソフトウェアの開発責任者として本件ソースコードを作成、管理する立場にあり、本件ソースコードにアクセスすることができ、本件ソースコードが原告の営業秘密に該当することを認識できた。Aは、原告を退職した際、Aが所管する事務についての引継ぎを十分に行わず、原告ソフトウェアについての引継ぎの連絡担当として最適である原告の営業部門責任者であったCとのやり取りを拒否し、連絡窓口として原告ソフトウェアについて全く無知であるDを指定するなど非協力的な姿勢をとっていた。</p>	<p>ppファイル全体については、被告らによる使用等がないのであるから、不正競争の有無を検討する前提を欠く。</p> <p>3 Template.mdbについて</p> <p>➤ Template.mdbのセマンティクスについての被告らによる使用等はなかったのであるから、不正競争の有無を検討する前提を欠く。</p>
--	--

【判決主文】

- 1 被告フェイス及びBは、別紙物件目録1記載のソフトウェアを生産し、使用し、譲渡し（電気通信回線を通じた提供を含む。）、貸し渡し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。）をしてはならない。
- 2 被告フェイス及びBは、その占有にかかる別紙物件目録1記載のソフトウェアのプログラムを収納したフロッピーディスク、CD-ROM、ハードディスク等の記憶媒体を廃棄せよ。

➤ 別紙物件目録1＝本件ソフトウェアの差止め・廃棄を認容。

- 3 被告フェイス及びBは、別紙物件目録2-2記載の各ソースコードを使用してはならない。
- 4 被告フェイス及びBは、別紙物件目録2-2記載の各ソースコードを記録したフロッピーディスク、CD-ROM、ハードディスク等の記憶媒体を廃棄せよ。

➤ 原告の求める別紙物件目録2-1＝本件ソースコード全体については差止め・廃棄を認めず、別紙物件目録2-2＝類似箇所1ないし3のソースコードについてのみ差止め・廃棄を認容。

- 5 被告フェイス及びBは、原告に対し、連帯して、198万9168円及びこれに対する被告フェイスについては平成27年6月19日から、Bについては同月20日から、各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え

➤ 不競法5条1項に基づく損害額（3778万3360円）から、95%の推定覆滅を認める。

【争点に対する判断】（判決文を適宜省略して引用）

- 1 本件鑑定で用いられたソースコードの分析の手法及びその鑑定結果の概要

- 本件鑑定においては、原告の意見等も踏まえ、本件ソースコードのうち114種類のソースファイルが鑑定対象とされ、本件ソースコードのうち一つまたは複数のソースコードに対して被告ソフトウェアの複数のソースコードを比較すべき場合があることから、300組のソースコードのペアについて、一致点の有無等が判断された。
- 原告ソフトウェアのソースファイルと被告ソフトウェアのソースファイルには、
- ① 「GlobalSettings.h」と「SourceDefault

t. h」

② 「GlobalSettings. cpp」と「SourceDefault. cpp」

③ 「SSTDB. cpp」と「Mdb. cpp」

④ 「AutoLocker. h」と「SafeLocker. h」

⑤ 「AutoLocker. cpp」と「SafeLocker. cpp」

につき、共通性や類似性が疑われる箇所が発見された(類似箇所1ないし5)。類似箇所1ないし5のほかに、鑑定対象とされた300組のソースコードのペアの中に共通性や類似性が疑われる箇所は発見されなかった。

◇ 類似箇所1について

(一致点の説明)

被告ソフトウェアでは、字幕データの標準値をSourceDefault. hのCSourceDefaultクラスのパブリック変数に格納し、原告ソフトウェアでは、字幕データの標準値をGlobalSettings. hのCGlobalSettingsクラスのパブリック変数に格納しており、それらの主な役割は字幕データの標準値を格納する変数を宣言することにある。被告ソフトウェアのソースコードで宣言されている変数30個のうち、20個の宣言については型、コメント、インデント(型名と変数名の間の空白文字列、変数名と注釈の間の空白文字列)を含めて本件ソースコードの類似箇所1と完全に一致し、5個の宣言については少なくとも変数名が本件ソースコードの類似箇所1と一致していた。

(鑑定人による判断)

原告ソフトウェアのソースコードの一部がサンプルで公開されていたなどといった外部要因がないことを前提とすれば、原告ソフトウェアと被告ソフトウェアの開発者は必ず同一人物である。被告ソフトウェアを開発する際に原告ソフトウェアを参照した可能性が高いが、参照せずに開発することが全く不可能であるとまでは言い切れない。

もともと、原告ソフトウェアと被告ソフトウェアの開発者が同一人物であり、その人物の記憶を手掛かりとしても、原告ソフトウェアのソースコードを参照せずに類似箇所1で見られるような細かい特徴まで一致させることは難しいと考えることが自然である。

◇ 類似箇所2, 3について

(一致点の説明)

被告ソフトウェアのソースコードのSourceDefault. cppが実装するCSourceDefaultクラスの代入演算子のオ

オーバーロードで参照されている変数30個のうち21個の変数について、本件ソースコードの類似箇所2のGlobalSettings.cppが実装するCGlobalSettingsクラスの代入演算値のオーバーロードで参照される変数と変数名及び注釈が一致していた。

(鑑定人の判断)

類似箇所2, 3については、類似箇所1の変数やコメントをコピーして作成された可能性があるから、これらの類似点のみによって原告ソフトウェアを参照せずに被告らが被告ソフトウェアを独自に作成することが可能であるか否かを判断することはできない。

◇ 類似箇所3について

(一致点の説明)

被告ソフトウェアのソースコードのSourceDefault.cppが実装するCSourceDefaultクラスの比較演算子のオーバーロードで参照されている変数29個のうち20個の変数について、本件ソースコードの類似箇所3のGlobalSettings.cppが実装するCGlobalSettingsクラスの比較演算値のオーバーロードで参照される変数と変数名及び注釈が一致していた。

(鑑定人の判断)

同上。

◇ 類似箇所4について

(一致点の説明)

原告ソフトウェアと被告ソフトウェアは、字幕データの標準値をmdb形式のデータベースに保管するために、ActiveXDateObjects (ADO) を利用しており、ADOでデータの読み書きをする場合にはRecordsetと呼ばれるオブジェクトを経由する。Recordsetはレコード (行) とフィールド (列) で構成され、フィールド名を指定してレコードの読み書きを行う。

被告ソフトウェアのデータベース (Mdb.cpp) で用いられている52件のフィールド名は、全て原告ソフトウェアのデータベース (SSTDB.cpp) で用いられているフィールド名 (類似箇所4) と同じものであった。

(鑑定人の判断)

被告らがmdbファイルに関する情報を全く持っていなかったと仮定すれば、原告ソフトウェアと被告ソフトウェアの開発者は必ず同一人物

である。類似箇所4とそれに対応する被告ソフトウェアのソースコードの一致が発生する要因としては、①被告らが原告ソフトウェアを参照して被告ソフトウェアを開発した、②被告らが原告ソフトウェアのm d bデータベースの構造を解析して、フィールド名を抽出した上で被告ソフトウェアを開発した、③何らかの事情により、原告ソフトウェアのm d bデータベースのフィールド名に関する情報が公開されていたという事情が考えられる。前記①が唯一の要因であるとすれば、被告ソフトウェアの独自性は著しく低いと判断される。

m d bファイルはMicrosoft Accessで開くことができるため、原告ソフトウェアが生成するm d bファイルのレコード名（テーブル名）やフィールド名を調べることは比較的容易である。ただし、各フィールドがどのようなセマンティクスを持つのかを正確に把握することは容易なことではない。

◇ 類似箇所5について

（一致点の説明）

クリティカルセクションに関するユーティリティクラスを実装する部分についての共通性が見られた。

（鑑定人の判断）

クリティカルセクションに関する処理は定型的であること、クリティカルセクションに関する処理は字幕制作に特化したものではないこと、同一人物が同じ発想で実装することが不可能ではないと考えられることなどの事情から、ソースコードが似てしまうのはやむを得ないと考えられ、類似箇所5とそれに対応する被告ソフトウェアのソースコードの一致から被告ソフトウェアを開発する際に原告ソフトウェアを参照したとは推定することはできない。

● 詳細について、資料1を参照

2 争点1（被告らによる使用等の有無）

➤ 本件ソースコードの使用

本件ソースコードについて、鑑定対象とされた300組のソースコードのペアにおいて、共通性や類似性が疑われる箇所は類似箇所1ないし5のみであったこと、本件鑑定の手法に不合理な部分は認められないことが認められ、また、本件ソースコードについて被告らによる使用等の根拠として原告が主張する事実（注：共通のバグや誤記の存在）は、そもそも被告らによる使用等を推認させるとはいえないとの意見を鑑定人が述べたものがあるほか、そ

の内容から、いずれも被告らによる本件ソースコードの使用等を直接裏付けるものとはいえない。

➤ 類似箇所の使用

◇ 類似箇所1ないし3について

前記〔鑑定人の判断〕によれば、類似箇所1ないし3について、本件ソースコードの被告らによる使用等があったと認められる。

◇ 類似箇所4について

被告ソフトウェアのデータベースで用いられている52件のフィールドの名前が原告ソフトウェアのデータベースで用いられているものと同じであると指摘されており、被告らもTemp l a t e . m d bの複製について認めていることに照らせば、類似箇所4については、類似箇所1ないし3についてと同様の理由から、Bから被告フェイスに対する開示及び被告フェイスによるその使用があったと認められる。

◇ 類似箇所5について

鑑定において、ソースコードが似てしまうのはやむを得ないなどとして、ソースコードの一致から、被告らが被告ソフトウェアを開発する際に原告ソフトウェアを参照したと推定することはできないとされた。

そして、他に類似箇所5を被告らが使用等したことを的確に裏付ける証拠はない。

➤ S T T D B . c p pファイル全体の使用

鑑定においても、類似箇所4についてはフィールド名の一致が指摘されるにとどまり、本件ソースコードと被告ソフトウェアのソースコードとの間には類似箇所1ないし5以外に一致ないし類似している箇所はなかったとされた。これらによれば、S S T D B . c p pファイル全体について被告らによる使用等があったとは認められず、原告の前記主張は採用できない。

➤ T e m p l a t e . m d bについて

m d bファイルのフィールド名から内容を把握できなくても、M i c r o s o f t A c c e s sという市販されているソフトウェアによって、そのフィールドにおける字幕データの入力内容を変化させ、その変化に対して前記の数字や文字列がどのように変化するかを確認することができ、この確認に基づいて字幕データとm d bファイルで各フィールドに表示される数字や文字列の関係を把握することが可能であると認められる。そして、その把握を基礎として、字幕データが各指定項目において変化してもm d bファイルと同様の字幕を表示することができるような独自のソースコードを開発して、T e m p l a t e . m d bと互換性を有することとなるようにプログラムを作成することが可能であると認められる。原告と関係なく開発されたと考え

られるEVC-500が一定の範囲ではあるが、原告ソフトウェア(Template.mdb)と互換性を有することも、このことを裏付けるといえる。上記のような開発は、本件で営業秘密と主張されているソースコード等を使用したものとはいえない。被告ソフトウェアが原告ソフトウェア(Template.mdb)と互換性を有している事実は、Template.mdbのセマンティクスについての被告らによる使用等を推認させるものではない。

3 争点2 (本件ソースコード等についての被告らによる使用等の不正競争行為該当性)

(1) 争点2-1 (本件ソースコード等の営業秘密該当性)

➤ 本件ソースコードについて

原告が開発、制作して販売している原告ソフトウェアに係る本件ソースコードの全体は原告の営業秘密であると認められる。

➤ 類似箇所について

類似箇所1ないし3はいずれも本件ソースコードの一部を構成するものである。ソースコードはそれぞれの構成部分が相互に関連したり作用したりしながら一定の動作を実現するものであることに照らせば、特段の事情がない限り、本件ソースコードの構成部分である類似箇所1ないし3も原告の営業秘密であると認めることが相当である。

(2) 争点2-2 (被告らによる使用等の不競法2条1項4号、5号、7号及び8号に規定する不正競争のいずれかに該当するか)

➤ Bによる開示

原告ソフトウェアが開発されるに至った経緯や原告ソフトウェアの開発の際のBの勤務の形態等に照らしても、原告ソフトウェアの開発、制作は原告の指示に基づきされたといえるものであり、本件ソースコードは原告が保有すると認められる。そして、原告ソフトウェアの開発、制作に携わった者の一人であるBは、類似箇所1ないし3が本件ソースコードの一部であることや、販売用ソフトウェアのソースコードという本件ソースコードの性質やその開発等の経緯等から、それが原告が保有する営業秘密であることを認識できたといえる。

これらを考慮すると、Bが原告ソフトウェアと販売上も競合する被告ソフトウェアを開発、制作するに当たって類似箇所1ないし3を使用したことは、原告から示された営業秘密を、図利加害目的をもって被告フェ

イスに開示したものと認めることが相当である

▶ 被告フェイスの重過失

不競法2条1項8号にいう重過失とは、取引上要求される注意義務を尽くせば容易に不正開示行為等が判明するにもかかわらずその義務に違反した場合をいうところ、被告フェイスにおいて、前記の事情に照らせば、前記の注意義務を尽くせば被告ソフトウェアの開発過程等においてBの不正開示行為が介在したことが容易に判明したといえ、被告フェイスは、少なくとも重過失により、原告の営業秘密である類似箇所1ないし3をBから取得し、それらを被告ソフトウェアに用いて販売したと認めるのが相当である。

▶ 被告による反論について

被告らは、類似箇所1ないし3が被告ソフトウェアのソースコードと一致ないし類似するに至った原因は、Bが、原告ソフトウェアを開発するに際してライブラリの選択等のために独自に自らのパソコンで作成し、そのパソコンに残っていた簡易な評価プログラムやそのプログラムに含まれる変数定義部分を被告ソフトウェアの開発の際にも参照したことにあり、そのような行為は非難されるべきものではないなどと主張する。

しかしながら、同事実関係を裏付ける証拠はない。また、前記の評価プログラムは、それが作成、使用されたとしても、その評価の対象となる本件ソースコードの存在を前提として作成、使用されたものと考えられ、変数定義部分が前記評価プログラムの作成又は使用によってBのパソコンに残っていたとしても、それが本件ソースコードの一部である以上、前記に述べたところと同様の理由により、原告から示された営業秘密であるとするのが相当であり、また、Bにおいて、そのことを認識することができたといえる。これらに照らせば、被告らの主張は、Bにおいて類似箇所1ないし3を被告ソフトウェアの開発の際に使用する行為が不競法2条1項7号にいう不正競争に該当するなどの前記結論を左右するものではない。

▶ 営業上の利益の侵害又はそのおそれの有無

原告の営業秘密である類似箇所1ないし3についてB及び被告フェイスの不正競争行為が存在しているから、それらを使用する被告ソフトウェアの製造や販売によって、原告の営業上の利益が侵害されるおそれがあると認められる。

したがって、原告は、不競法3条1項及び2項に基づき、B及び被告フェイスに対し、類似箇所1ないし3が使用された被告ソフトウェアの製

造等の差止め及び廃棄を求めることができる。

4 争点3（損害の発生の有無及びその額）

▶ 推定覆滅について

類似箇所1ないし3はいずれも変数定義部分等であり，ソフトウェアの動作に不可欠な有用な部分ではあるが，ソフトウェアの画面表示，インターフェイスや動作といったソフトウェアの利用者に関する機能等の制御に直接的に関係する部分ではなく，また，類似箇所1ないし3の内容に照らし，それらが被告ソフトウェアに対して他のソフトウェアでは一般的とはいえない特別の動作をもたらすものであるとは認められない。他方，原告ソフトウェアと被告ソフトウェアのソースコードは，類似箇所1ないし5以外に類似している箇所があるとは認められず，ソフトウェアの利用者に関する機能等の制御に直接的に関係する部分については原告ソフトウェアと被告ソフトウェアの間に共通する部分は存在していないともいえる。

ディスカッションポイント

論点1：営業秘密該当性、使用該当性等について

- 本判決は、ソースコードはそれぞれの構成部分が相互に関連したり作用したりしながら一定の動作を実現するものであることに照らせば、特段の事情がない限りソースコードの構成部分も営業秘密であると認定している。
 - ◇ 類似箇所1から3のようなソースコードの構成部分について、独立の営業秘密として認めてよいか。
 - ◇ 類似箇所4は、ソースファイル「SSTDB. cpp」のフィールド名であり、これについて被告らによる使用等が認められるものの、原告は、フィールド名については原告の営業秘密であるとの主張はしていないとして、営業秘密性を認定していない。類似箇所4のようなフィールド名でも、ソースコードの構成部分である以上、営業秘密に該当するといふべきか。
 - ◇ 類似箇所5は、「当該部分の処理が定型的なものであることなどからソースコードが似てしまうのはやむを得ない」として、使用が否定されている。このような、誰が書いても同じになるようなコードも、ソースコードの構成部分である以上、営業秘密に該当するといふべきか。
 - ◇ ソースコードの構成部分が営業秘密とならない特段の事情とは、どのような事情であるか。有用性、あるいは非公知性が欠けるような場合か。
 - ◇ ソースコードの構成部分が広く営業秘密にあたるとしても、結局、本判決によれば、「人物の記憶を手掛かりとしても、原告ソフトウェアのソースコードを参照せずに類似箇所1で見られるような細かい特徴まで一致させることは難しい」といった場合でなければ営業秘密の「使用」が立証できないから、結論の妥当性は維持できるのか。
- 類似部分1から4について使用を認めつつ、他の部分については的確な立証がないとして使用を認めなかった判断は妥当か。
- 本判決のように、ソースコードの一部について営業秘密の不正使用がされている場合、ソフトウェア全体について差止めが認められてよいか。
- 本判決のように、一部を抜き出して類似性を見出し、営業秘密侵害を認めるという判断手法は妥当か。
 - 資料2を参照

【ゼミにおける意見等】

- ◆ オープンソースのような公知のモジュールであれば、営業秘密とは言えないであろうが、一体としてソースコードを営業秘密として管理している以上、

その一部も基本的には営業秘密と考えるのは当然のように思われる。

- ◆ 本判決にいう「特段の事情」は、裁判所が将来発生しうるあらゆる事態を想定して予防的に付加した文言にすぎず、ソースコードの一部のみが営業秘密に当たらないとは言いがたいのでないか。
- ◆ 顧客名簿や取引先情報は一部でも有用性を見出すことができるかもしれないが、ソースコードなど技術に関しては、一部で有用性を見出すことは難しいのではないか。
- ◆ ソースコードの一部について、それぞれ営業秘密該当性を論じるのはあまり意味があることではなく、結局問題は、営業秘密を「使用」したかに帰着するのではないか。
- ◆ 営業秘密の不正使用があり、それとソフトウェアが不可分である以上、ソフトウェア全体の差止めもやむを得ない帰結である。

論点2：著作権との関係について

- 前訴著作権侵害事件では、原告プログラムの複製又は翻案を否定し、Template.mdbについては著作物性を否定し、原告の請求を棄却している。
 - 資料3を参照
 - ◇ 類似箇所1から3のようなソースコードの構成部分について、著作物性が認められるか。
 - ◇ 本判決の認定を前提とすると、被告は、類似箇所1から3を複製又は翻案をしたことになるか。
- 著作権法に基づく保護が認められないにもかかわらず、営業秘密侵害が認められるという結論は妥当か。

【ゼミにおける意見等】

- ◆ 著作権侵害の判断は窮屈な面もあり、複雑なプログラムについて著作権侵害を立証するにはハードルがある。
- ◆ 著作権法と不正競争防止法で要件が違うので、それぞれの結論が異なるのは、ケースバイケースであり、当然ではないか。
- ◆ 前訴著作権侵害訴訟において原告が敗訴したのは、立証不足にその要因があり、仮に同訴訟においても、鑑定等を駆使して分析的な立証ができたのであれば、結論は代わり得たのではないか。

論点3：いわゆる「示された要件」について

- 本判決は、「Bが、原告ソフトウェアを開発するに際してライブラリの選択

等のために独自に自らのパソコンで作成し、そのパソコンに残っていた簡易な評価プログラムやそのプログラムに含まれる変数定義部分を被告ソフトウェアの開発の際にも参照した」という場合であっても、類似箇所は原告から示された営業秘密であると認定している。

◇ 開発の過程で従業員のパソコンに残っていた被告の主張する、評価プログラムやそのプログラムに含まれる変数定義部分は、使用者から示された営業秘密となるか。

● 資料2を参照

◇ 本判決は、開発者が同一というだけでは営業秘密を使用したとは認定していないが、「人物の記憶を手掛かりとしても、原告ソフトウェアのソースコードを参照せずに類似箇所1で見られるような細かい特徴まで一致させることは難しい」場合には使用と認定している。どのような態様で参照をすれば営業秘密の使用となるか。使用か否かの境目をどのように考えるべきか。

【ゼミにおける意見等】

- ◆ 開発実務上、ソースコードの一部を私物のパソコンに残すことはありえない。たとえ不正使用の意図がなくとも、不正使用の疑いをかけられるので、ソースコードのような営業秘密をパソコンに残すこと自体すべきでない。
- ◆ 本判決は、単にフィールド名が同じことをもって営業秘密侵害と言っているのではなく、フォーマットの構造、設計思想を営業秘密と捉え、その営業秘密の「使用」を立証する証拠としてフィールド名が同じことを挙げているように読める。
- ◆ ソースコードがC++言語というメモリに影響を与えうる言語であることから、類似箇所1ないし3の変数の定義は、本件におけるソフトウェアにおいてきわめて重要な箇所であったと思われる。

以 上